

監 査 報 告 書

平成26年6月24日

公立大学法人 岡山県立大学
理事長 辻 英明 様

公立大学法人 岡山県立大学

監事

小林裕彦 

監事

福原一義 

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私ども監事は、役員会及び経営審議会に出席するとともに、法人職員から事業の報告を聴取するなど監事監査に必要と考えられる監査を実施しました。

また、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関し、監査の方法の概要について報告並びに説明を受け、検討を加えました。理事長及び副理事長と当法人との利益相反取引については、その有無を調査いたしました。

2 監査の結果

- (1) 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類(案)を除く）は、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示していると認める。
- (3) 利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められない。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示していると認める。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認める。
- (7) 役員の仕事執行に関しては、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められない。なお、理事長・副理事長と法人間の利益相反取引は認められない。

以 上